

認知症の方を地域で支える仕組み

地域包括支援センターが相談をお受けします

高齢者の総合相談窓口です。認知症の相談だけでなく、介護相談や介護保険等サービス利用の手続き、消費者被害や高齢者虐待、権利擁護など、あらゆる相談に対応いたします。
地域の身近な相談窓口として活用してください。



認知症サポーターになりましょう

認知症を正しく理解し
共に支えあえるまじけをつくりましょう



認知症は、誰もがなる可能性のある身近な病気です。認知症を正しく理解し、本人や家族を暖かく見守り、支援する「認知症サポーター」の養成講座を受講しましょう。誰でもサポーターになることができます。
受講を希望される方は、地域包括支援センターへお問い合わせください。

問合せ先 : 増毛町地域包括支援センター
〒077-0225 北海道増毛町弁天町3丁目34番地
電話 0164-53-3111
FAX 0164-53-2224

E-mail fukusi@town.mashike.hokkaido.jp

認知症にかかわる 支援やサービスの一覧 (認知症ケアパス)



増毛町
令和2年11月

認知症の人の理解やケアのために「認知症ケアパス」を活用しましょう！

認知症ケアパスとは

認知症の疑いから発症、進行とともに変化していく状態に応じて、どのような医療や介護などの支援を受ければよいのか大まかな目安を示したものです。
なるべく早い時期から適切な対処方法を知っておくことは、認知症の人の理解やケアに役立ちます。

認知症ケアパスの使い方

認知症の進行状況に合わせて、いつ、どこで、どのような支援を受けることができるかを知り、今後の見通しをつける参考として使います。

医療について

認知症は、早期発見と早期治療が大切な病気です。日常生活で異変を感じたら、なるべく早くかかりつけ医に相談し、専門の医療機関を受診しましょう。
受診をスムーズにするために、増毛町では認知症初期集中支援チームによる支援をおこなっています。



受診時のポイント

- ①性格や生活習慣にどんな変化がいつ頃から現れたのか
- ②日にちや時間によって変化はあるか
- ③既往歴（高血圧、糖尿病、その他）
- ④飲んでいる薬とその服用期間

	認知症の疑い	認知症を有するが日常生活は自立	見守りがあれば日常生活は自立	日常生活に手助け・介護が必要	常に介護が必要
認知症の人の様子	物忘れがあり、自覚があることが多い。買い物やゴミ出しなど、日常生活はほぼ自立している。意欲がでないこともある。	日付があいまいになり、ゴミ出し・買い物・服薬・金銭管理等にミスがみられるが、日常生活はほぼ自立している。	金銭・服薬管理ができない。電話の対応や訪問者の対応などが一人では難しい。	着替えや食事、トイレなど身の回りのことがうまくできない。	着替えや食事、トイレなどがうまくできず、身体の動きも悪くなる。介護が困難になるような行動がみられる。
認知症の進行状況	認知症（軽度）			認知症（中等度）	認知症（重度）
相談	地域包括支援センター、介護支援専門員（ケアマネジャー）、かかりつけ医師、かかりつけ薬局 認知症初期集中支援チーム				
医療	かかりつけ医師、認知症専門医療機関（物忘れ外来、脳神経外科、精神科）、認知症疾患医療センター				
予防	ボランティア活動、老人クラブ、趣味のサークル、健康寿命延伸事業（らさんて）		ホームヘルパー、デイサービス、生きがいデイサービス、介護予防サービス（訪問看護、訪問・通所リハビリテーション、短期入所、福祉用具貸与・購入、住宅改修など）		
介護				介護サービス（訪問介護、通所介護、訪問看護、訪問・通所リハビリテーション、短期入所、福祉用具貸与・購入、住宅改修など）	
生活支援	ゴミ分別支援事業、配食サービス、高齢者運転免許自主返納支援事業、介護タクシー、除雪サービス				
見守り	はいかい高齢者等SOSシステム、民間企業・町内会・民生委員・認知症サポーター等による見守り				
家族支援				家族介護用品支給事業	
住まい	自宅、サービス付き高齢者住宅、有料老人ホーム				
	養護老人ホーム明和園・シルバーマンション		認知症対応型グループホーム		
	やすらぎ荘		介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設・介護医療院）		
権利を守る	警察、消費生活センター、弁護士、高齢者虐待防止センター				
	日常生活自立支援事業（社会福祉協議会）		成年後見制度		